下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年12月改定）

章（改定後）	現　　行	改　　定	備　　考
第１章 総則 P9～10	１－１－59　**週休二日の対応** 「**札幌市土木工事共通仕様書　1－1－1－60　週休二日の対応**」による。 施工条件明示書により週休二日対象工事の指定がある場合以下の通り施工すること。 １）当初予定価格は月単位の４週８休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。 ２）受注者が月単位の週休２日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休２日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工を行うこととする。 ３）月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、~~週休２日（~~４週８休~~）~~以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間~~（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）~~は含まない。 ４）現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 ５）月単位の週休２日（４週８休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。 通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。 ６）週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 ７）週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。 （１）受注者は、週休２日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 （２）受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 ８）週休２日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ９）現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、~~月単位の４週８休に満たないものは、通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものについては、補正係数を乗じない。~~また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。	１－１－59　**週休二日の対応** 「**札幌市土木工事共通仕様書　1－1－1－60　週休二日の対応**」による。 施工条件明示書により週休二日対象工事の指定がある場合以下の通り施工すること。 １）当初予定価格は月単位の４週８休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。 ２）受注者が完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に取り組む旨の協議簿を提出し、協議が整った場合に完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日での施工を行う工事である。なお、上記の施工を希望しない場合においても通期の週休２日による施工を行わなければならない。 ３）完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所を行うことをいう。 月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 ４）現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 ５）完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、発注者からの指示によるほか、あらかじめ発注者との協議により土日に施工を行う必要性が認められた場合は、土日に代わる現場閉所日を計画的に指定すること。 月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。 通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。 ６）週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 ７）週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。 （１）受注者は、週休２日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 （２）受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 ８）週休２日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ９）現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）を達成した場合は、完全週休２日（土日）の補正係数に設計変更をする。月単位の４週８休に満たない場合は、補正の対象外となるため、補正分を減ずる設計変更を行う。また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。	週休２日工事要領（土木工事）改定に伴う文言の修正

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年12月改定）

<table>
<tr><th>章（改定後）</th><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>~~10)各経費の補正は週休２日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１か月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。~~
11)「週休２日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
12)その他の事項については、週休２日工事要領によるものとする。
なお、週休２日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ（http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html）に掲載している。</td><td>10)「週休２日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
11)その他の事項については、週休２日工事要領によるものとする。
なお、週休２日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ（http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html）に掲載している。</td><td></td></tr>
<tr><td>第３章
材料 P6</td><td>３－２－３　加熱アスファルト舗装材料
「札幌市土木工事共通仕様書　1－3－6－2　アスファルト舗装の材料」及び以下の記載による。
設計図書で特に明示していない場合、アスファルト合材の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は下記の通りとする。
<table>
<tr><th>道路種別</th><th>アスファルト混合物種別</th><th>標準密度（参考）</th><th>AS量（%）</th><th>Fi量（%）</th></tr>
<tr><td rowspan="20">車　道
（表層）
（基層）
（上層路盤）</td><td>細粒度ｱｽｺﾝ13F</td><td>2.30</td><td>8.8</td><td>15.0</td></tr>
<tr><td>細粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F</td><td>2.30</td><td>6.8</td><td>11.6</td></tr>
<tr><td>密粒度ｱｽｺﾝ13F</td><td>2.35</td><td>5.9</td><td>10.0</td></tr>
<tr><td>密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F</td><td>2.35</td><td>5.8</td><td>9.8</td></tr>
<tr><td>粗粒度ｱｽｺﾝ(20)</td><td>2.35</td><td>5.3</td><td>4.8</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理(30)</td><td>2.30</td><td>4.3</td><td>—</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄﾓﾙﾀﾙ</td><td>2.05</td><td>9.0</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13・30)(100%再生材)</td><td>2.30</td><td>6.0</td><td>—</td></tr>
<tr><td>再生細粒度ｱｽｺﾝ13F(再生混入率50%)</td><td>2.30</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生密粒度ｱｽｺﾝ13F(再生混入率50%)</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20)(再生混入率50%)</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理(30)(再生混入率50%)</td><td>2.30</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>改質Ⅱ型細密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F55</td><td>2.35</td><td>6～6.3</td><td>F/A=1.7程度</td></tr>
<tr><td>改質Ⅱ型密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F</td><td>2.35</td><td>5.8</td><td>9.8</td></tr>
<tr><td>再生改質Ⅱ型細密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F55
（再生混入率30%）</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生改質Ⅰ型密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F
（再生混入率30%）</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">歩　道
（表層）
（上層路盤）</td><td>細粒度ｱｽｺﾝ(13)</td><td>2.15</td><td>7.0</td><td>7.8</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理(30)</td><td>2.15</td><td>4.3</td><td>—</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄﾓﾙﾀﾙ</td><td>2.05</td><td>9.0</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13・30)(100%再生材)</td><td>2.15</td><td>6.0</td><td>—</td></tr>
<tr><td>再生細粒度ｱｽｺﾝ(13)(再生混入率50%)</td><td>2.15</td><td></td><td></td></tr>
</table>
※上表空欄箇所については、土木工事共通仕様書・舗装再生便覧（平成22年11月(社)日本道路協会発行）等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。</td><td>３－２－３　加熱アスファルト舗装材料
「札幌市土木工事共通仕様書　1－3－6－2　アスファルト舗装の材料」及び以下の記載による。
設計図書で特に明示していない場合、アスファルト合材の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は下記の通りとする。
<table>
<tr><th>道路種別</th><th>アスファルト混合物種別</th><th>標準密度（参考）</th><th>AS量（%）</th><th>Fi量（%）</th></tr>
<tr><td rowspan="20">車　道
（表層）
（基層）
（上層路盤）</td><td>細粒度ｱｽｺﾝ13F</td><td>2.30</td><td>8.8</td><td>15.0</td></tr>
<tr><td>細粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F</td><td>2.30</td><td>6.8</td><td>11.6</td></tr>
<tr><td>密粒度ｱｽｺﾝ13F</td><td>2.35</td><td>5.9</td><td>10.0</td></tr>
<tr><td>密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F</td><td>2.35</td><td>5.8</td><td>9.8</td></tr>
<tr><td>粗粒度ｱｽｺﾝ(20)</td><td>2.35</td><td>5.3</td><td>4.8</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理(30)</td><td>2.30</td><td>4.3</td><td>—</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄﾓﾙﾀﾙ</td><td>2.05</td><td>9.0</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13・30)(100%再生材)</td><td>2.30</td><td>6.0</td><td>—</td></tr>
<tr><td>再生細粒度ｱｽｺﾝ13F(再生混入率50%)</td><td>2.30</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生密粒度ｱｽｺﾝ13F(再生混入率50%)</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20)(再生混入率50%)</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理(30)(再生混入率50%)</td><td>2.30</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>改質Ⅱ型細密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F55</td><td>2.35</td><td>6～6.3</td><td>F/A=1.7程度</td></tr>
<tr><td>改質Ⅱ型密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F</td><td>2.35</td><td>5.8</td><td>9.8</td></tr>
<tr><td>再生改質Ⅱ型細密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F55
（再生混入率30%）</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生改質Ⅰ型密粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽｺﾝ13F
（再生混入率30%）</td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">歩　道
（表層）
（上層路盤）</td><td>細粒度ｱｽｺﾝ(13)</td><td>2.15</td><td>7.0</td><td>7.8</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理(30)</td><td>2.15</td><td>4.3</td><td>—</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄﾓﾙﾀﾙ</td><td>2.05</td><td>9.0</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13・30)(100%再生材)</td><td>2.15</td><td>6.0</td><td>—</td></tr>
<tr><td>再生細粒度ｱｽｺﾝ(13)(再生混入率50%)</td><td>2.15</td><td></td><td></td></tr>
</table>
※上表空欄箇所については、土木工事共通仕様書・舗装再生便覧（令和６年３月(社)日本道路協会発行）等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。</td><td>諸基準類の改定に伴う変更</td></tr>
</table>

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年12月改定）

章（改定後）	現　　行	改　　定	備　　考
第５章 開削工 P7	**５－４　管布設工** **（中略）** **（硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管）** 10　受注者は、硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管の切断及び穿孔にあたり、下記の規定によらなければならない。 1)　管を切断する場合、寸法出しを正確に行ない、管軸に直角に標線を記入して標線に沿ってジグソー又は木工のこぎりなどで、切断面のくいちがいを生じないように正確に切断しなければならない。 2)　切断面に生じた凹凸やくいちがいを平らに仕上げるとともに面取り機を使用して図５－２のように面取りを行ない、標線を記入しなければならない。 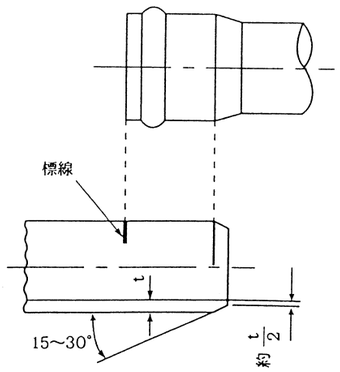 図５－２　面取り標線 3)　近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 70cm 以上取らなければならない。 4)　管を穿孔する場合、予め所定の穿孔部に穿孔標線を記入し、標線に合わせてホルソー等の専用の機械を使用して正確に穿孔しなければならない。 5)　穿孔面のばりや切欠などは、やすり等で仕上げなければならない。	**５－４　管布設工** **（中略）** **（硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管）** 10　受注者は、硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管の切断及び穿孔にあたり、下記の規定によらなければならない。 1)　管を切断する場合、寸法出しを正確に行ない、管軸に直角に標線を記入して標線に沿ってジグソー又は木工のこぎりなどで、切断面のくいちがいを生じないように正確に切断しなければならない。 2)　切断面に生じた凹凸やくいちがいを平らに仕上げるとともに面取り機を使用して図５－２のように面取りを行ない、標線を記入しなければならない。 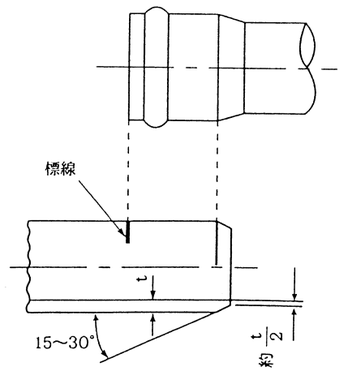 図５－２　面取り標線 3)　近接して穿孔する場合は本管管軸方向に芯間距離を 70cm 以上取らなければならない。 ただし、呼び径 200 ㎜の支管を接合する時は 90cm 以上とする。 4)　管を穿孔する場合、予め所定の穿孔部に穿孔標線を記入し、標線に合わせてホルソー等の専用の機械を使用して正確に穿孔しなければならない。 5)　穿孔面のばりや切欠などは、やすり等で仕上げなければならない。	文言の修正（JSWAS に準拠）
第 11 章 布設替工・管更生工 P3	11－２－２　施工の条件 **（中略）** **３　既設管調査・事前処理** 1)　受注者は、管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視またはＴＶカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取り付け管突き出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ工事監督員に提出しなければならない。 2)　受注者は、既設管調査の結果を工事監督員へ報告するとともに、更生管のシワ発生等が懸念されるなど事前処理工の必要がある場合には、工事監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。	11－２－２　施工の条件 **（中略）** **３　既設管調査・事前処理** 1)　受注者は、管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視またはＴＶカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取り付け管突き出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ工事監督員に提出しなければならない。 2)　受注者は、既設管調査の結果を工事監督員へ報告するとともに、更生管のシワ発生等が懸念されるなど事前処理工の必要がある場合には、工事監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。 3)　受注者は、作業に必要な洗浄水の使用にあたり、下水道河川局事業推進部所管の給水栓を使用したい場合は、工事監督員と協議すること。	文言の追加（20240902 事務連絡による）

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年 12 月改定）

章（改定後）	現　　行	改　　定	備　　考
第 11 章 布設替工・管更生工 P6	**11－２－４　施工管理** **（中略）** **５　安全・衛生管理** 受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。また、管路内部で作業する場合は、「第 2 章　工事現場管理等安全管理」によるものとし、局地的な大雨への安全対策を遵守しなければならない。なお、内径 800㎜ 未満の管きょ内部で作業を行う場合は、安全対策を検討し、その結果を工事監督員に提出し承認を得なければならない。	**11－２－２　施工の条件** **（中略）** **５　安全・衛生管理** 受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。また、管路内部で作業する場合は、「第 2 章　工事現場管理等安全管理」によるものとし、局地的な大雨への安全対策を遵守しなければならない。なお、内径 800㎜ 未満の管きょ内部で作業を行う場合は、安全対策を検討し、その結果を工事監督員に提出し承認を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
第 12 章 建設副産物 P4	**12－３ 施工計画** 受注者は「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、 砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出しなければならない。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出し提出時にその内容を説明しなければならない。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）を搬出する建設工事では、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、工事監督員に提出するとともに5 年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。	**12－３ 施工計画** 受注者は「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、 砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム等により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出しなければならない。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム等により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出し提出時にその内容を説明しなければならない。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）を搬出する建設工事では、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム等により作成し、工事監督員に提出するとともに5 年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年12月改定）

<table>
<tr><th>章（改定後）</th><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>13章
現場環境改善費 P2</td><td>13－１－１　工事現場の現場環境改善
(1) 表―1より、実施する項目を選択する。
(2) 実施内容は、計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に１項目ずつ（いずれか１費目のみ２項目）の合計５項目を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。
(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。また、実施した現場環境改善の概算金額等の資料を工事監督員に提出し確認を受けること。
(4) 工事看板等に本市下水道キャラクター「クリンちゃん」を使用する場合は、工事監督員と協議すること。

〔表－１〕
<table><tr><th>計上費目</th><th>実施する項目（率計上分）</th></tr><tr><td>現場環境改善（仮設備関係）</td><td>１．用水・電力等の供給設備　２．緑化・花壇　３．ライトアップ施設
４．見学路及び椅子の設置　５．昇降設備の充実　６．環境負荷の低減</td></tr><tr><td>現場環境改善（営繕関係）</td><td>１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）　２．労働宿舎の快適化
３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室）４．現場休憩所の快適化
５．健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>現場環境改善（安全関係）</td><td>１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
２．盗難防止対策（警報器等）　<s>３．避暑（熱中症予防）・防寒対策</s></td></tr><tr><td>地域連携</td><td>１．完成予想図　２．工法説明図　３．工事工程表
４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）
５．見学会等の開催（イベント等の実施含む）
６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
７．パンフレット・工法説明ビデオ　８．地域対策費（地域行事等の経費含む）
９．社会貢献</td></tr></table></td><td>13－１－１　工事現場の現場環境改善
(1) 表―1より、実施する項目を選択する。
(2) 実施内容は、計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に１項目ずつ（いずれか１費目のみ２項目）の合計５項目を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。
(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。また、実施した現場環境改善の概算金額等の資料を工事監督員に提出し確認を受けること。
(4) 工事看板等に本市下水道キャラクター「クリンちゃん」を使用する場合は、工事監督員と協議すること。

〔表－１〕
<table><tr><th>計上費目</th><th>実施する項目（率計上分）</th></tr><tr><td>現場環境改善（仮設備関係）</td><td>１．用水・電力等の供給設備　２．緑化・花壇　３．ライトアップ施設
４．見学路及び椅子の設置　５．昇降設備の充実　６．環境負荷の低減</td></tr><tr><td>現場環境改善（営繕関係）</td><td>１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）　２．労働宿舎の快適化
３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室）４．現場休憩所の快適化
５．健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>現場環境改善（安全関係）</td><td>１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
２．盗難防止対策（警報器等）</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>１．完成予想図　２．工法説明図　３．工事工程表
４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）
５．見学会等の開催（イベント等の実施含む）
６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
７．パンフレット・工法説明ビデオ　８．地域対策費（地域行事等の経費含む）
９．社会貢献</td></tr></table></td><td>赤本改定に伴う表の修正</td></tr>
</table>

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年 12 月改定）

<table>
<tr><th>章（改定後）</th><th>現　　行</th><th>改　　定</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>第 15 章
工事しゅん功
P2</td><td>
<h2>第 15 章　工事しゅん功</h2>
15－１　工事書類の簡素化について
工事書類の簡素化は、下記ＵＲＬに掲載している「札幌市　工事書類簡素化要領」による。なお、当該要領の対象工事は、札幌市発注の設計金額が250万円を超える土木工事とする。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

※1　下水道管きょ工事では、「工事書類簡素化一覧表」のうち、「(別表1-2) 監督員が準備する書類 (2/2)　品質管理　⑦材料品質管理」に記載している書類のほか、「下水道用資機材使用届」を作成すること。なお、書類の種別および確認方法は下表を参照すること。
~~※2　下水道管きょ工事では、「工事書類簡素化一覧表」のうち、「(別表1-2) 監督員が準備する書類 (2/2)　その他」に記載している書類のほか、「㉑土砂搬入搬出連絡票」を必要に応じて作成すること。なお、書類の種別および確認方法は下表を参照すること。~~
（別表１-２）監督員が準備する書類（２/２）（監督員に提出済みの資料）
<table>
<tr><th rowspan="2">分　類</th><th rowspan="2">書　類　名
（電子データ◎、紙■、選択△）
書類の種別は①監督員提出時
書類の種別は②検査時（監督員が作成）</th><th colspan="2">作成書類の確認方法</th><th rowspan="2">備　考</th><th rowspan="2">該　当　根　拠</th></tr>
<tr><th>①</th><th>②</th></tr>
<tr><td>品質管理</td><td>⑦ 材料品質管理</td><td>△</td><td>■</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>海外建設資材品質審査証明書</td><td></td><td></td><td>※海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合に当該証明書、あるいは日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出する。
※設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果、見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料(JISマーク表示品を除く)</td><td>土木工事共通仕様書1-2-2-1
土木工事共通仕様書1-3-6-2アスファルト舗装の材料</td></tr>
<tr><td></td><td>指定材料品質証明・試験結果</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>下水道用資器材使用届</td><td></td><td></td><td>下水道管きょ工事仕様書3-2-1</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>㉑ 土砂搬入搬出連絡票</td><td>△</td><td>－</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<h2>第 15 章　工事しゅん功</h2>
15－１　工事書類の簡素化について
工事書類の簡素化は、下記ＵＲＬに掲載している「札幌市　工事書類簡素化要領」による。なお、当該要領の対象工事は、札幌市発注の設計金額が250万円を超える土木工事とする。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

※1　下水道管きょ工事では、「工事書類簡素化一覧表」のうち、「(別表1-2) 監督員が準備する書類 (2/2)　品質管理　⑦材料品質管理」に記載している書類のほか、「下水道用資機材使用届」を作成すること。なお、書類の種別および確認方法は下表を参照すること。
（別表１-２）監督員が準備する書類（２/２）（監督員に提出済みの資料）
<table>
<tr><th rowspan="2">分　類</th><th rowspan="2">書　類　名
（電子データ◎、紙■、選択△）
書類の種別は①監督員提出時
書類の種別は②検査時（監督員が作成）</th><th colspan="2">作成書類の確認方法</th><th rowspan="2">備　考</th><th rowspan="2">該　当　根　拠</th></tr>
<tr><th>①</th><th>②</th></tr>
<tr><td>品質管理</td><td>⑦ 材料品質管理</td><td>△</td><td>■</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>海外建設資材品質審査証明書</td><td></td><td></td><td>※海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合に当該証明書、あるいは日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出する。
※設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果、見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料(JISマーク表示品を除く)</td><td>土木工事共通仕様書1-2-2-1
土木工事共通仕様書1-3-6-2アスファルト舗装の材料</td></tr>
<tr><td></td><td>指定材料品質証明・試験結果</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>下水道用資器材使用届</td><td></td><td></td><td>下水道管きょ工事仕様書3-2-1</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>文言の削除
（土砂搬入出連絡票の運用方法変更による）</td></tr>
<tr><td>第 15 章
工事しゅん功
P3</td><td>
15－４　工事しゅん功図
工事しゅん功図とは、下記のものをいう。
１　出来高図
出来高（しゅん功値）を図面に朱書きで追記したもの。
２　しゅん功原図
出来高（しゅん功値）等を記入した図面（15－3 参照）
~~３　しゅん功原図のマイクロフィルム化~~
~~参考資料７）マイクロフィルム作成仕様書を参照すること。なお、フィルム成果品の提出については、保管書にかえることができる。~~
~~４　ダクタイル鋳鉄管布設の場合は、配管目報裏面の「管布設工事実施略図」をマイクロフィルム化すること。（「管布設工事実施略図」の記入方法は、札幌市水道局「管工事仕様書」に準ずる。）~~
</td><td>
15－４　工事しゅん功図
工事しゅん功図とは、下記のものをいう。
１　出来高図
出来高（しゅん功値）を図面に朱書きで追記したもの。
２　しゅん功原図
出来高（しゅん功値）等を記入した図面（15－3 参照）
</td><td>文言の削除
（マイクロフィルムの廃止に伴い、文言を削除）</td></tr>
</table>

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年 12 月改定）

章（改定後）	現　　行	改　　定	備　　考
第 15 章 工事しゅん功 P3～5	**15－５　しゅん功原図の記載方法** １　延長、管底高、地盤高、土被り等を正確に記載すること。 ２　汚水桝、宅地雨水桝の設置位置及び距離は正確に記入すること。 ~~３　取付管に自在継手を使用の場合は、３㎜三角（△）で表示すること。また凡例も追加すること。~~ ~~４　現地で確認した土地境界石は、１㎜角（■）で表示すること。~~ ５　既設管渠に人孔を設置した場合には、上流及び下流の各既設人孔からの距離を記入すること。 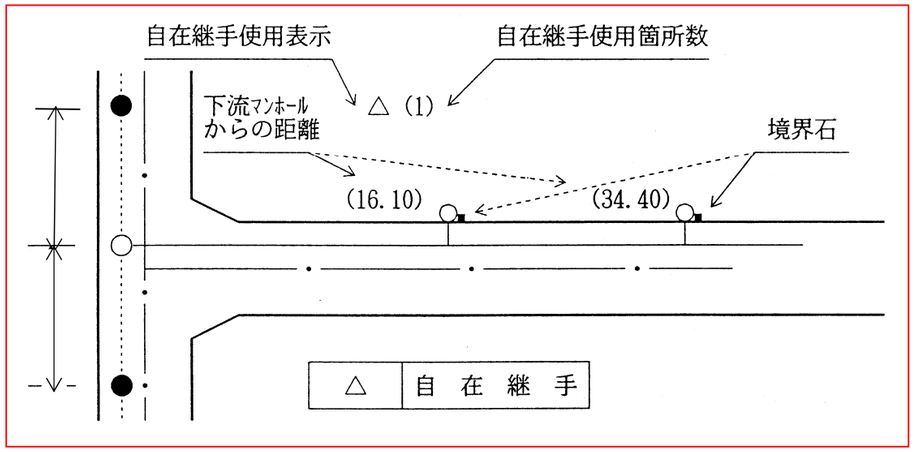 	**15－５　しゅん功原図の記載方法** １　延長、管底高、地盤高、土被り等を正確に記載すること。 ２　汚水桝、宅地雨水桝の設置位置及び距離は正確に記入すること。 ３　既設管渠に人孔を設置した場合には、上流及び下流の各既設人孔からの距離を記入すること。 ４　公共汚水ます、宅地雨水ます及び取付管については、桝の規格・数量及び取付管の延長（桝中心から本管芯までの水平距離（接続先が人孔の場合は人孔外壁までの水平距離））を記入する。また、ますの設置位置及び距離は人孔中心からます中心までの、道路に対して平行・垂直方向のそれぞれの水平距離を記入すること。水平距離の考え方については、下の図を参考にすること。 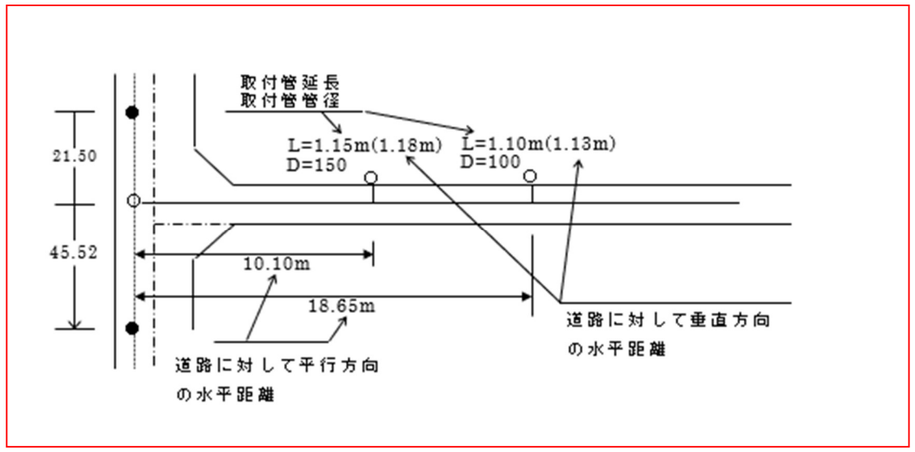 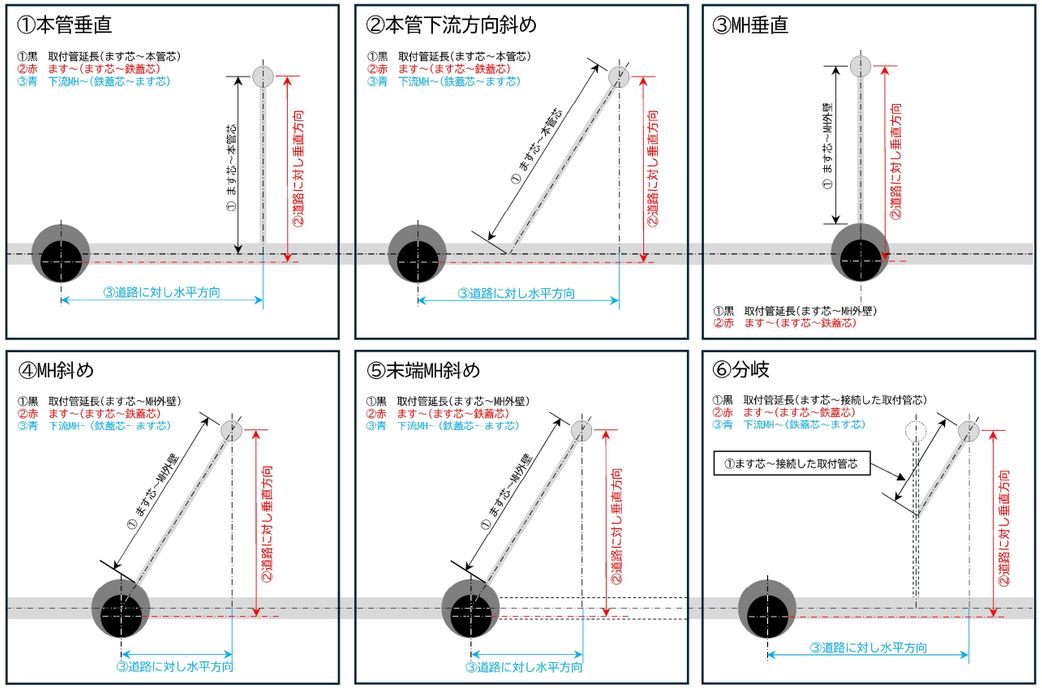 	文言の修正及び図の修正（公共ます取付管のしゅん功図作成に係る統一について及びしゅん功原図等作成要領による）

下水道管きょ工事仕様書　新旧対照表（令和７年12月改定）

章（改定後）	現　　行	改　　定	備　　考
	（中略） 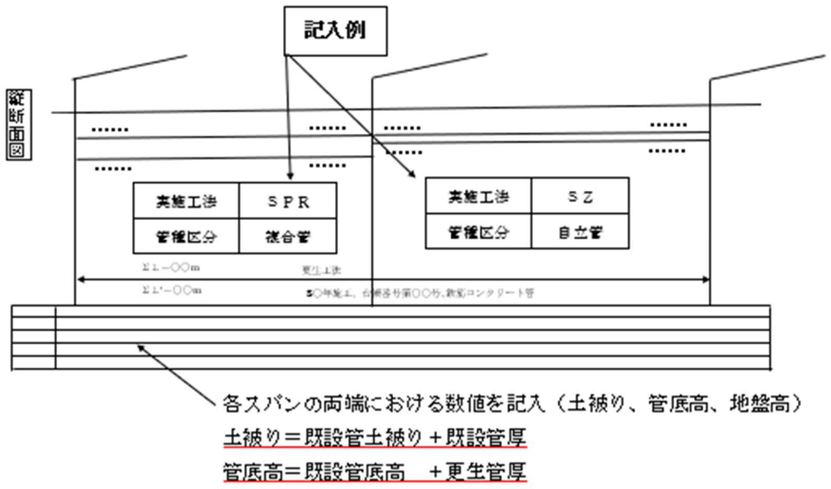 各スパンの両端における数値を記入（土被り、管底高、地盤高） 土被り＝既設管土被り＋既設管厚 管底高＝既設管底高　＋更生管厚	（中略） 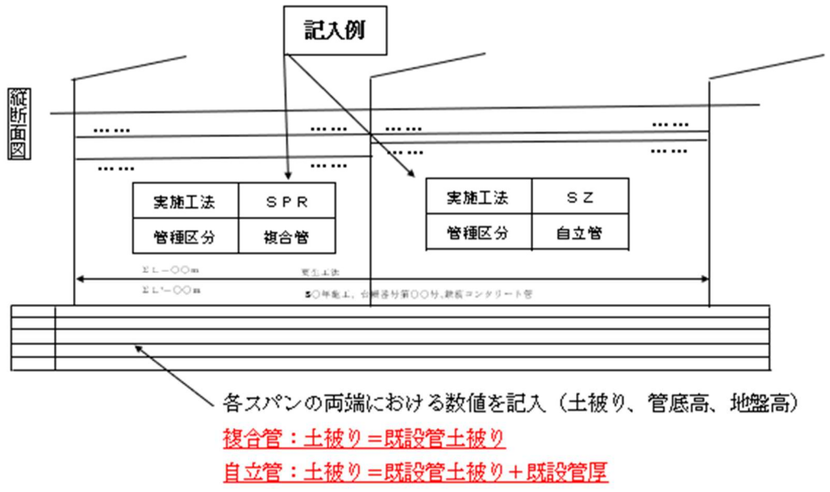 各スパンの両端における数値を記入（土被り、管底高、地盤高） 複合管：土被り＝既設管土被り 自立管：土被り＝既設管土被り＋既設管厚 複合管・自立管共通：管底高＝既設管底高＋更生管厚	文言の修正

章（改定後）	現　　行	改　　定	備　　考
参考資料	**参　考　資　料** 目　次 １　（欠番） ２　建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ３　（欠番） ４　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 ５　セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案） ６　（欠番） ７　マイクロフィルム作成仕様書 ８　“クリンちゃん”キャラクターマニュアル ９　桝工事力所連絡票 10　既設管ソケット取付及び防護図等 11　鉄蓋（勾配受型）の施行方法 12　建設副産物適正処理推進要綱	**参　考　資　料** 目　次 １　（欠番） ２　建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ３　（欠番） ４　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 ５　セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案） ６　（欠番） ７　（欠番） ８　“クリンちゃん”キャラクターマニュアル ９　桝工事力所連絡票 10　既設管ソケット取付及び防護図等 11　鉄蓋（勾配受型）の施行方法 12　建設副産物適正処理推進要綱	文言の削除（マイクロフィルムの廃止に伴い、廃止）